

ほうわ法人向けインターネットバンキングサービス預金被害補償特約

この特約は、ほうわ法人向けインターネットバンキングサービス（以下、「法人ＩＢ」といいます。）の契約者を対象に、法人ＩＢの利用中に契約者以外の第三者による不正アクセスを受け、預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の、お客さまに対する補償について定めるものです。

1. 契約者以外の第三者が不正な手段（電子情報の記録されたパソコン及び記録媒体等の強取を含みます。）を用いて電子情報（ログインＩＤやパスワード等）を入手し、当該電子情報を利用して、契約者の口座から資金を移動する取引（以下、「不正取引」といいます。）により生じた損害について、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は、当行に対して当行所定の補償限度額（年間１千万円）の範囲内で、第２項に定める補償請求を申し出ることができます。

- (1) 不正な取引の被害に遭った旨の連絡を契約者から当行が受理した日（以下、「受理日」といいます。）の 30 日前以降、受理日の翌日以降初めて到来する営業日の午後 12 時までの間に、不正な取引が行われたこと
- (2) 契約者の電子情報の管理について、責に帰すべき事由がなかったことを契約者が当行に対して当行所定の方法により証明したこと
- (3) 当行により資金移動取引の事実が確認されたこと
- (4) 当行及び警察等の被害調査への協力を行うこと
- (5) 警察に被害の届出や事情説明を行うこと

2. 前１項の申し出がなされた場合、不正な取引が契約者の故意、重大な過失、あるいは法令違反による場合を除き、不正な取引にかかる損害（取引金額及び手数料）の額に相当する金額（以下、「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当行は、補償対象額を減額した金額を補償するものとします。

- (1) 当行が推奨するＯＳ（パソコン基本ソフト）、ブラウザ（インターネット閲覧ソフト）以外の環境下で、インターネットバンキングサービスを利用されている場合
- (2) ＯＳやブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアが、製造・開発元の提供する修正プログラムによって最新の状態に更新されていない場合
- (3) ＯＳやブラウザ等、パソコンにインストールされている各種ソフトウェアを、製造・開発元のサポート期限が終了した後も使用されている場合
- (4) セキュリティ対策ソフトを利用されていない場合、またはセキュリティ対策ソフトの最新化やウイルスチェック・駆除を定期的に行っていない場合
- (5) 当行が提供する「電子証明書方式」を利用されていない場合
- (6) 当行が提供する「ワンタイムパスワード」を利用されていない場合
- (7) インターネットバンキング用に登録された電子メールアドレスが、フリーメールアドレスの

場合

- (8) ログインID、各種パスワード、暗証番号等が適切に管理されていない場合
- (9) その他、上位と同程度の過失が認められた場合

3. 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当行は、補償の責任を負いません。

- (1) お客さまから被害調査のご協力が得られない場合
- (2) お客さまが警察へ被害届を提出されない（または受理されない）場合、もしくは警察に対して被害事実等の事情説明を行っていただけない場合
- (3) 不正な払戻し等が発生した翌日から 30 日以内に、当行へ事故の届出をしていただけなかった場合
- (4) 被害状況に関する当行への説明において、重要な事項について偽りの内容が認められた場合
- (5) お客さま、またはお客さまの従業員等（お客さまから金銭的利益・その他の利益を得ている方及び雇用関係にあるすべての方、もしくはこれらの方の法定代理人等を含み、以下においても同様とします。）による、故意または重大な過失に起因して生じた損害の場合
- (6) お客さま、またはお客さまの従業員等が加担した不正による損害の場合
- (7) 直接間接を問わず、指示または脅迫に起因して生じた損害の場合
- (8) 天変地異、戦争、暴動等による、著しい社会秩序の混乱時に生じた損害の場合

（平成 27 年 8 月 1 日制定）